

(23) この際には「於国許妾腹出生之女子」「於敬様」とある。「追録」六の七八九・七九〇号。

(24) 『法令』五二〇〇号。「敬姫様」の呼称となる。

(25) 「とく」の唱えも遠慮するよう通達されている。『法令』五二二七号。

(26) 「島津家文書」大箒筒「見合書附」所収(『島津家文書目録』架蔵番号81-3-14) 巻番から四百七十五番まで(但し三百三十〜三百九十は無い)。

記録された時期は、記載内容から、概ね安永から天明・寛政を経て文化年間に及ぶ、18世紀後半から19世紀初頭のものと考ええる。傍例として、役職関係では、一三六条には「札渡所筆者御使願之事」、一四二条に「札渡所書役江

江戸詰中御扶持米被下候事」とあるが、筆者から書役への名称変更は安永七年五月である(『法令』三六九八・三七三三三号)。また天明二年(一七八一)

二月七日に建てられた「御小納戸頭取」(二九七条)、同六年七月二五日に御

小姓与番頭に改められる「組頭」の名称(二九三・二九八条)、また寛政四年

(一七九二)に新規に建てられた「御薬園奉行」(『法令』四一〇〇号)の

名称がみえる(四〇九条)。藩主関係者では、例えば九代藩主斉宣生母於千

萬の記事(五三・二四四条)からその死去する文化八年(一八一)六月以

前、「様」付されているので安永四年(一七七五)六月から、「御内証様」と

呼ばれる寛政元年(一七八九)八月以前の期間のものではないかと推測され

る。四四八条には「御内証様田之浦御屋敷御栖居」とあり、於千萬が天明七

年に帰国した時期に関わるものだろう。一六条に天明八年一月一九日死去

した嶺松院(七代藩主重年生母)の精進日が記される。斉宣正室佐竹氏の法

名(芳蓮院。寛政八年六月死去)・命日も記載されており(四一四条)、文化

一三年六月死去の斉宣後夫人丹羽氏(蓮亭院)一周忌法事も記載されている

(四七一条)。四五四条の「於八百殿」(斉宣側室・斉興生母)に隠居斉宣か

ら支出されていた金三〇両を以後太守(斉興)が出すとあるが、於八百が

「殿」付されたのは文化四年(一八〇七)八月、「御内証」とされたのが文

政二年(一八一九)正月、斉興襲封が文化六年六月一七日である。この「御

側御用人壁書留」各箇条について、関係の記録類が検索できなかったのではない

と類推されるが、具体的に挙げられているのは九一条と一六条「虎寿丸様

江御一門大身分其外より何そニ付進上物之事」の二箇条分だけである。なお

薩摩藩では安永七年(一七七八)五月の諸役場改名で納殿役人が御廣敷頭に、

九年七月には御側を奥、御奥を大奥に改称しており、御廣敷頭は天明六年

(一七八六)七月には御廣敷御用人とされる(『法令』三七三三・三七〇〇号)。

九一条に関して関係する記録を引用してきたことになろう。

(27) 市田喜内源貞行。『薩陽武鑑』(尚古集成館、一九九六年)に貞行につい

ては「天明六列寄合、御廣敷御用人」とあり、その女子(於登勢)には「重

豪公御妾、將軍家齊公御臺所御母堂」とあり、弟に盛常(教国力)をつなく。

「国老并用人記」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺記録所史料』二所収)には

貞行について「元來撰州大坂之人也」、同様の史料である「君家累世御城代御

家老記」(『鹿児島市史』所収)には貞行を「大坂邸足軽也、後命ヲ奉シテ

府下士ト成、其子教国也」と記す。

(28) 『法令』五二六二号。この時期の於篤の一橋家縁組との関わりと考えられ

ている。松尾千歳「天明九年酉二月寛政ト改元、斉宣公御初入部并御着城其

外留」(『尚古集成館紀要』第一二号、二〇一三年)。

(29) 『法令』五二八三号。

(30) 『法令』五三七五号。富之進は天明六年の奥平昌男(敬姫と婚姻予定)死

去を承け、後嗣とされ豊前中津藩主となる。

(31) 『法令』五三八一号。但し名順は後述する於千萬との関係でも変更されず、

於千萬が先とされている。註(34)参照。

- (32) 『法令』五七四九号。「国老并用人記」の家老市田勘解由貞央(熊次郎、喜内、後教国)記事には「市田喜内貞行之子也、先是先祖不分明、元来摂州大坂之人也、天明六年丙午十二月十三日於江戸大御番頭工自御側役補御家老」とある。さらに「同」御用人の市田勘解由貞央の記事には「蔀(二階堂行充)同日(安永一〇年正月一日)より」とあり、天明二年江戸において寄合を仰せ付けられ、市田喜内貞行養子、天明四年大番頭に役替されたとある。
- (33) 堤家は藤原氏北家勸修寺琉甘露寺家の分家。清閑寺家も同流で関係が深い。いずれも家格は名家。
- (34) 『追録』六の二二六―二二八号。
- (35) 『法令』五二三五・五二六二・五二八三号。
- (36) 『追録』六の二六六二の3号。帰国後の於千萬と齊宣について註(28)松尾氏論文参照。
- (37) 享和四年(一八〇四)二月、於千萬が田之浦のもと肝付家下屋敷を貰い受け「浜崎御屋敷」と呼ばれるようになる。逗留予定だったがここを居所とした。『法令』六〇五六・六〇九一号。
- (38) 『追録』七の八九〇・九〇九号、『法令』六一四六・六一四九号など。
- (39) 寛政二年(一七九〇)一〇月一八日付の重豪書状で堤敬長(代長孫)の合力要望に対し、儉約中とことわりながらも対応している。同時期には平松時章からも何らかの「御蜜啓之趣」が重豪のもとに届けられ、堤氏の場合と同じく留守居を通じての対応が示されている。『追録』七の三九・四一号。
- (40) 『追録』六の二一九四号。
- (41) 『追録』六の二二〇三号。
- (42) 『追録』六の二二一〇号。

(43) 「江戸時代、親戚の間柄にある大名・小名が相互の訪問・応対・文通などの交際に、同等の敬称を用いたこと」(『日本国語大辞典』小学館)。

(44) 『法令』三六四二・五二四七・三六四三・五二四九・三六四四・五二五一号。なお御両敬に関して記録所の保管文書(「御記録所調書并諸書附目安」)中には、文政四年(一八二二)八月の「酒井大学頭様御両敬被仰合候付御方より被遣候御続書并御精進日・御家老御用人名書留」があり、両敬の関係で取り交わされた書類を窺うことができる。また天保三年(一八三二)正月及び三月に「御大名様方御続之次第并御両敬被仰合候御方様當座調書巻冊」御両敬之内御近親之御大名様方御由緒之次第調」も作成保管されている。

(45) 『追録』六の二三五七号。

(46) 『追録』六の一四二六―二八号・『法令』五二九一号。

(47) 縁組で婚約した女性を「御縁女」と呼び、藩主正室の場合婚姻当日から「御前様」、また世嗣縁女は婚姻当日から「若御前様」と呼ばれている。『法令』一六八七―一六八九号。

(48) 『法令』五七二六・五七四七・五七四八号。後に久留米藩主有馬家には、齊興養女(齊宣娘)晴(春)姫が頼貴曾孫頼永夫人として入っている。

(49) 『追録』七の三七号、『法令』五七六二号。

(50) 『追録』七の六六・六八・六九号、『法令』五七七〇・五七七一号。

(51) 後に八日に改められる(芳蓮院)。『法令』五八四七・五八六三・五八六六―六八号、『追録』七の三八六号。

(52) 『法令』五八八六・五八八七号。亭姫は文化一三年(一八三〇)六月二三日に白金邸で死去(蓮亭院)。和歌を好み自書短冊や烏丸家教訓書などが遺された。『追録』七の一四四二・一四四三号。

(53) 有馬頼貴室は毛利重就娘。孫娘の於恒が頼貴子頼端と縁談。また一時重

豪庶子昌高は重就子分の扱いだった。

(54) 細川家は以前から格別懇意通融ながら、特に「当時一橋様御統柄」にもなったことが挙げられている。これは、齊茲嫡子齊樹の室に一橋治済四女(紀姫)を迎えたことによる。『法令』五九三八号。

(55) 『法令』三六四五～三六五四・五三二〇号。寛政四年(一七九二)七月には寺社奉行堀田正順(正亮嫡子)より申し入れがあり「御由緒柄殊当時無據御縁家」として御兩敬となる(『同』五七八六号)。文化元年(一八〇四)三月には、黒田長舒(ながのぶ)について「年来格段御懇意、殊更奥平大膳太夫(昌高)様御続合モ御座候」ことを理由に兩敬が申し込まれている。直接の縁組だけでなく婚家・養子先の関係も由緒や縁・続合を理由にして繋がりが求められた。

(56) 拙稿註(4)参照。

(57) 直接の縁組でない大名家とも兩敬の事例はある(文化五年二月二五日には本多忠升(ただたか)(伊勢神戸藩主)との兩敬。『法令』六二〇二号)。また佐土原家との関係では、後述のように、寛政元年(一七八九)六月二七日、於明(明姫)と佐土原島津家の忠持の婚儀が三田邸で行われる。その際「明姫様」の格式などは従来通りで三田藩邸内輪では佐土原家仕向きの通りとされる。以後の佐土原家への会釈も通知され、格式が「宜方」に改まるわけではないが、御末家でも大名身分故、忠持一世に限らず当分よりは尊崇のつもりであるようにと江戸から通達された(『法令』五七三二・五七三九・五七四一号)。明姫は寛政九年八月、男子(忠徹)を生み、齊宣娘随姫がこの忠徹と縁組した文化五年一月には、「乍御末家御大名ノ御事候間」佐土原家家老等への敬称「御」を付すこと内々に通達される。『法令』五九〇五・六一九七号。

(58) 『法令』五三〇八・五三二二号。陽姫は翌年二月「牧姫」に改称されたが天明四年(一七八四)夭折した。『法令』五三二一号。

(59) 『追録』六の二二七五号。

(60) 当時4歳。『追録』六の一四〇七・一四〇九・一四一〇号。

(61) 『徳川実紀』新装版第十編(一九九九年)、『追録』六の一七五七～七九・一八二五号、『法令』五三七七五号。

(62) 『追録』六の一七四九号。

(63) 『追録』六の一八六四号。

(64) 『追録』六の一九八二・一九八三号。

(65) 『追録』六の一九八四号。

(66) 『追録』六の二〇三一号。重豪は二月朔日江戸に着くが、当初順調で閏正月二八・二九日江戸到着の見込みとなり、同二三日には渋谷より用番老中久世廣明用人山田惣右衛門へ、予定月前の到着につき報告し指示を仰いでいる。

『追録』六の二七六九号。

(67) 『追録』六の二五〇七号。

(68) 『追録』六の二五一〇号。

(69) 『追録』六の二五二八・二五二九・二五三二・二五三四・二五四六号。

(70) 『追録』六の二六三二・二六三三・二六三八号。

(71) 『追録』六の二七〇四号。

(72) 『追録』六の二七三〇・二七三二号、『法令』五七〇三号。

(73) 伏見宮貞清親王娘顯子。明暦三年の大火のあった年に入興。『追録』六の二七六九号。

(74) 『追録』六の二七八四・二七八五号、『法令』五七二四号。

(75) 芳即正「島津重豪」二五〇頁～二五六頁。栗林文夫「甦る島津の遺宝」かごしまの美とこころ」など。

(76) 『追録』六の二六六二号。

(77) 『鳥津氏正統系図』や記録奉行得能通古所蔵本を明治二年二月写した玉里文庫本「御家譜」(『鹿兒島県史料集』VI、一九六六)では出生順になる。

(78) 『法令』五六九〇号。

(79) 『追録』六の二八二・二八三号、『法令』五六八八・五六九一・五八七七号。

(80) 一〇歳として。同年六月国元で周知された際には一二歳になったとある。『法令』五五六九号。

(81) 『法令』五五七一・五五八二・五五八三号。

(82) 『追録』六の二〇九〇号。

(83) 『追録』六の二一〇三号。

(84) 『法令』五四四三号。

(85) 「近秘野艸」(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集』六所収)、『追録』六の二六四八号、『法令』五六六八号。

(86) 『法令』五九一八号。同一一年一月二十八日には省之進の養子・引越につき琉球からの祝儀に対して家老連署で返礼がなされている。重豪と加治木家の関係が意識されている一例か。『追録』七の五五四号。

(87) 「寛政元年六月二一日日帳書抜」には「於房之方事者鳥津式部少輔殿女之筋候、右二付而者當座江茂其通相心得相記置筈候旨中將(重豪)様御沙汰二而候」とある。『追録』六の二六六二号。

(88) 『鳥津氏正統系図』もこのように表記された。明治・大正期の磯島津家の祭祀に関する記録「御祭祀提要」(田村省三氏の資料紹介。『尚古集成館紀要』第五号、一九九一年)には重豪側室に「於富貴ノ方・式部兵輔鳥津久敏(ママ)ノ女」がみえ、没年は嘉永二年(一八四九)七月二四日とある。しかし「御家譜」では、勇五郎・亀五郎は「母鳥津式部少輔密子ノ筋」とみえ、感之介は「母於豊方」とみえる。また寛政元年一〇月から同一一年四月九日

まで、重豪・斉宣子女実母などに関係する書類を記録し五月に記録所で白木箱に保管された「御子様方御母付之儀并明姫様御身柄二付江戸より之問合書(爰元二而之取扱一卷)」(『追録』六の二八二二号)には、「密子」の表現が問題とされ、江戸で重豪も確認しているが「密子と申儀最早跡越二相成、唯今より式部少輔殿養女と公儀江願分相立候儀難成故」として、実は養女の筋と内輪では心得るよう命じている。結局系図記載についての指示は無く、別に通知されることとなる。

(89) 『追録』七の二一〇八号。

(90) 御年寄上席於曾美。「御祭祀提要」には、文化十一年(一八一四)五月二〇日死去した杉浦氏(柏寿院)と、同一三年一〇二六日死去した関氏を「重豪公御部屋」とする(堤氏・市田氏は共に「御妾」とされる)。「御家譜」には杉浦政信娘所生の乗之助について、「母ハ南品川天王寺門前居住高木玄達養女二而証文差出置後ハ実父佐兵エ証文取直ス」とあるが、寛政十一年四月九日付記録奉行調書では、杉浦作兵衛(政信)と斉宣側室の父須山和太夫(則勝)について実名を知らず江戸留守居に問い合わせ確認したとある。記録所による側室の父方の確認作業が継続されていることを示す。『法令』六四二二・六四二二二号。

(91) 『法令』五九三〇・六〇六五・六〇六七・六〇八五号。

(92) 芳即正「鳥津重豪」二二三頁。

(93) 幸姫。寛政八年六月一日に重豪から美栄姫の名を進められる。『法令』五八六三三号。寛政八年六月死去。また於八百に関する桑山報告は『追録』七の八七号。憲之助の内分「様」字使用については『法令』五七八三三号。

(94) 『法令』五八八六号。

(95) 『追録七』四五〇・四五一号。

(96) 『追録』七の八四、八六、八八、八九号。『法令』六一五三号。

(97) 『追録』七の三四五号。なお「通昭録」卷之四「編年記稿卷之二」元文元年（十月カ）条には「御女性様、向後御女中様と可唱旨被仰渡」という記事がある。

(98) 父は関政富（美作新見藩主）家来で浪人。重豪側室に関有富娘がいるが有富は不明。糺町五丁目仁兵衛店居住・剣術指南であったという。

(99) 他藩の事例でも側室の出自は家中に限られず、むしろ多様である。藩当局としては、事実関係掌握が重要だった。註（90）の杉浦政信娘の事例も同様だろう。

(100) 『法令』六三五一号。九月には「御」字の具体的指示がなされる。『同』六三六九号。

(101) 『法令』六三八一号。また門通過や途中で逢った場合の対応も文化九年九月、一〇年九月に指示されている。藩主生母として地位の上昇が確認できる。

『同』六三六八・六三八二号。

(102) 『法令』六六三一号。於八百は弘化三年（一八四六）閏五月死去する。

(103) 『追録』七の二六八八号。なお江戸藩邸大奥においても、斉宣継室亭姫も亡く、斉興正室彌姫も文政七年（一八二四）八月に死去している。

(104) 二男剛之進は寛政一〇年（一七九八）三月出生後間もなく夭折。『追録』七の五三〇・五三四号。

(105) 『追録』七の七九二号。

(106) 記録所のまとめた、「寛政五年丑六月十五日中根半平殿息女島津伊賀殿養女被仰付候付諸書付」（『追録』七の二〇〇号）は、去年御広敷用人から示談の上、「武田河内守（信親）支配小普請」中根半平側と今年発駕（五月四日斉宣帰国）前に取り結んだ関係書類をまとめたものである。島津久金の養女と

なっても名目だけで「大奥御取計之儀」故、中根家と久金の相互音信などは無しとされたが、今回は表向き祝いとして一種三百正が久金から送られている。四月二三日、お蘭は島津家に入る。

(107) 『追録』七の七九三号。

(108) 『追録』七の九〇六号。

(109) この時点で御年寄格。天保八年二月死去（『追録』七の五三一号）。なお寛政九年に斉宣との間に生まれた隣の実母は薩州家島津家の久建娘（寿賀）で、御年寄格に至るとある（『近秘野艸』『追録』七の四四一号）。『追録』七の九〇七号。藩主子女を生んだ側室の格と考えられるだろうか。

(110) 『追録』七の九〇七号。表紙には「文化四年卯八月廿七日、中根若水殿女蘭、永之御暇被下候二付、若水殿・中根傳七郎殿・蘭より、後年御訴訟等被申出間敷旨、手切之證文貳通右二相附、江戸詰御家老市田出雲（盛常・教国）殿より御元御家老衆江之御問合書写老通御記録所」とある。

(111) 『追録』七の二九三号、四二六、四二八号、『法令』五八八五・五八九三号。

(112) 『法令』五八二三・五八二四・五八二七・五九七〇号。寛政七年（一七九五）六月に若殿（斉興）縁組許可により富姫を「御縁女様」と称すように通知されている。

(113) 『追録』七の六〇五・六一一・六一二・九〇〇・九八六・九九一・九九四・九九五号、『法令』五九九三・六一四四・六一五四・六二二三号。なお一時は斉興庶子の久光が種子島家に入るが後に辞去している。「表8」参照。

(114) 『法令』五八五四・五八五六・五八六九号。同年には斉宣弟雄五郎（忠厚）の妾腹の娘（於礼）が、池田家分家で伏見奉行の池田喜生（奥平昌敦二男）の養女とされ、二月二九日に池田家に引越したこと、名順が操姫次であること、池田家との両敬が国元にも通知されている。『法令』五八五一・五八五二号。

(115) 『追録』七の二八八・二八九号。嫡子康融室には齊興長女順姫が入る。

(116) 『追録』七の四四〇・四四一号、『法令』五八八八・五八九八・五九〇一・五九〇二号。拙稿「種子島家譜小考(二)」別記「近世種子島家の家格について」。また実母寿賀は死去後の文化一〇年(一八二三)七月、法号光含院に「殿」文字使用が命じられている。『法令』六三八〇号。

(117) 『追録』七の八九〇・八九三号、『法令』六一四八・六一八一号。破談をうけて「追テ御相応ノ御縁与御願可被成旨」を幕府に提出している。

(118) 『法令』六一八三・六一八四号。既に九月二日に内々引越、正式には一二月二五日に届けられた。

(119) 『法令』六七四八号。後述するように文政二年(一八一九)八月には閑姫が戸田光庸と離縁しており、この最大の理由は所帯向き難渋であった。或いは同様のものか。以後も両敬の關係が確認されている。『同』六七五九号。

(120) 『法令』六〇二七・六〇三六号、『追録』七の六六一・六六二・六六七号。

(121) 『追録』七の八四三・八四四号、『法令』六一一〇・六一一一・六四一四・一八号。

(122) 『法令』六四〇二・六四〇八・六四二三・六四二六・六四二七号。

(123) 『法令』六六六七・六六七〇・六七〇七・六七〇九号。

(124) 『法令』六三九四・六三九九・六四〇〇号。

(125) 丹羽謙治「島津重豪の『成形図説』出版事業」(黎明館企画特別展図録「島津重豪―薩摩を変えた博物大名」所収)。丹羽氏の指摘されたように、定信の孫定和は重豪娘の寿姫(孝姫)が文化一五年正月に婚姻を許可され、文政四年一二月朔日には八丁堀の松平定和邸に引き移っている。同一〇年二月に婚姻。「近秘野艸」・『追録』七の一八一五号。

(126) 鈴木彰「島津齊宣と齊興、その藩主としての祈り―(重豪の時代)の再

定位に向けて」(黎明館企画特別展図録「島津重豪―薩摩を変えた博物大名」所収)。

(127) 崎山健文「御台所茂姫と島津家内願運動の一端」(二〇一三年一〇月二六日黎明館学芸講座レジュメ)。また例えば「島津家文書」中「新長持」には文政二年から八年にかけて「一位様(菫子・茂姫)より大慈院(齊宣)様江被進候御直文」として茂姫から書状がまとまって保管されており、また「常不止集」齊宣關係の記事(『鹿兒島県史料 名越時敏史料』三所収)にも、和歌關係や齊宣と重豪や齊彬の關係を窺うことのできるものが散見される。例えば和歌が天保一二年(一八四一)二月二六日条、二八日条と「常不止集抜書第九巻」にある。また「白金御隠居様御作」の釜絵写関連記事が三月一日条に、齊宣の連歌会写は四月一〇条にみえる。齊宣死去に関する齊彬との關係や亡くなる前までの生活などについて天保一三年正月一三日条に記され、重豪の従三位御札として行った「鎌倉御參詣御道之記」が天保一三年六月八日条に続けて収められている。

(128) 『法令』六六八六・六六八七号。

(129) 『法令』五九八五号。

(130) 『追録』七の六〇五号。

(131) 『追録』七の六一一・六一二号。

(132) 文政一二年七月付の記録奉行宛家老島津久風の申渡書(『追録』七の二二九〇号)には「大年寄上席」とあり、「根来同心河村伊十郎養妹」として召抱えたが、実兄岡田小藤次妹と記載するように御内沙汰があったので記載しておくように通達されている。

(133) 『追録』七の八八九・八九二号、『法令』六一三七・六一三九・六一四〇号。

(134) 『追録』七の七一五号。

- (135) 『追録』七の二二八〇号。
- (136) 天明八年(一七八八)正月の大火で近衛経熙邸が類焼した際に、経熙から重豪・斉宣宛の書状で島津家の助成の外にないと述べ、また子女の元服延引の窮状も訴えている。東京大学史料編纂所蔵島津家本「近衛家蔵書」。
- (137) 『追録』七の一六四号。翌日には堤広長(堤代曾孫、実は甘露寺規長孫)家も訪問している。
- (138) 『追録』七の二二七五号。
- (139) 『追録』七の二三七二・二三七三号。
- (140) 『追録』七の二四一六・二四二五・三四号、『法令』六四五三号など。
- (141) 実際には三月に重豪・斉宣不快を理由に中止が申請された。『追録』七の一六〇九号。
- (142) 『法令』六四四九・六四五〇・六四五二号。
- (143) 『追録』七の二四四六号、『法令』六四六六・六四七二・六四七三号。
- (144) 『追録』七の二四七五・二四七六号。いずれも「扣正文在右筆所」の註あり。
- (145) 『追録』七の二四八七・二四八八号、『法令』六五〇三号。
- (146) 『追録』七の二五〇二・二五〇三号。
- (147) 『追録』七の一七三四号、『法令』六七三四号。
- (148) 『追録』七の二〇四七・二〇四八号、東京大学史料編纂所蔵島津家本・国事鞅掌史料「郁姫君近衛家婚嫁記事」。
- (149) 貞君・光子。加治木島津久長(久徳嫡子)娘で島津久光義子とされ、久光兄斉彬養女として入輿。幕末の近衛家と島津家の関係について、笹部昌利「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光「上京」を素材に―」(『日本歴史』六五七号、二〇〇三)参照。
- (150) 『追録』七の一九三九号。

- (151) 『追録』七の二四二〇号。
- (152) 註(4) 拙稿「島津吉貴の時代」の註152・註(127) 崎山前掲発表レジュメ参照。崎山氏の指摘によれば、従三位昇進に対して消極的な重豪に対して斉宣が積極的であった。
- (153) 註(6) 拙稿「島津家由緒」と薩摩藩記録所の表6。但し斉宣の天保一一年昇進、斉興の実年齢に修正の必要がある。
- (154) 「御徒方萬年記百十抄」『鹿兒島県史料』 斉宣・斉興公史料 三六〇号。
- (155) 『追録』七の二七二二号。
- (156) 『鹿兒島県史料』 斉宣・斉興公史料 三四四号。
- (157) 『鹿兒島県史料』 斉宣・斉興公史料 四二六号。
- (158) 三代藩主綱貫以後吉貴・継豊・宗信・重年・斉宣。重豪は父の急死もあり宝暦八年、斉興は文化元年である。
- (159) 『追録』七の二七四〇の4号。
- (160) 家斉側室は全て旗本出身。側室が中臈より選ばれるようになった、との指摘がある(深井雅海「江戸城―本丸御殿と幕府政治―」中公新書、二〇〇八年)。

(はやしたたす 本館学芸課長)

番	枝	人 名	由 緒 柄	関係者の家
33		酒井左京大夫様 (忠用)	右、御父酒井讃岐守忠音主ハ酒井右京大夫忠重 (稠) 主ノ御二男、酒井靱負佐忠固主ノ御養子也、忠固主ハ 綱貴公御甥、左京大夫 (ハ脱カ) 忠音主ノ御子也	酒井
34		酒井宮内様 (忠與)	右、酒井左京大夫忠用主ノ御養子也、実ハ御舎弟	酒井
35	1	酒井雅楽頭様 (忠恭)	右、御先祖酒井修理大夫忠真 (直カ) 主ハ 真修院様御妹躰也、酒井遠江守忠隆主 (室は綱久娘)・右京亮忠重 (稠) 主ハ右御子様達故、綱貴公御従弟也、雅楽頭様 (親本) ハ忠重 (稠) 主ノ御孫也、飛驒守 (忠香) 様ハ雅楽頭様ノ御舎弟也	酒井・久松松平
	2	酒井飛驒守様 (忠香)		
36		酒井阿波守 (ママ) 様	右飛驒守忠香ノ御嫡子也	酒井
37		酒井主殿	右 (ママ空白)	酒井
38		松平式部大輔様 (信友)	右、御先祖松平 (鷹司) 左兵衛督信平主ノ御娘ハ 綱貴公ノ御先夫人也、故ニ御続キ有之	松平 (鷹司)
39		松平 (山内) 土佐守様 (豊敷)	右、御先祖松平土佐守豊昌ノ夫人ハ真修院 (様脱カ) 御妹也、故ニ御続キ有之	山内・久松松平
40		松平佐 (左カ) 兵衛督様	右、御先祖松平若州直明主ノ御夫人ハ松平隠岐守定頼主義女ニテ真修院殿 (ママ) 御妹分、実ハ酒井備後守忠朝主ノ御娘也、忠朝主奥方様ハ松平隠岐守定行主ノ御女也、御母堂ハ 中納言家久公ノ御養女、実ハ伊集院源次郎忠真息女 (御下娘。なお「寛政重修諸家譜」では御下の娘ではなく初室の御屋地娘の子となっている) 也	久松松平 酒井
41		織田兵部大輔様 (信右)	右、御先祖織田因幡守信盛ノ御夫人ハ 光久公御娘知 (智) 証院ニハ御続キ	織田
42		京極大膳守 (ママ) 様 (高厚)	右、御先祖丹後守高広主御娘ハ真修院様ノ御母堂故、御由緒有之	久松松平・京極
43		堀田加賀守様 (正陳)	右、御先祖上野介忠 (正カ) 信主御夫人ハ松平隠岐守定行主ノ御娘、真修院様御叔母様故、御由緒有之也 (正陳は宝暦3年死去、当時は出羽守正邦)	久松松平・堀田
44		津軽右京亮様 (信寧)	右、御祖父津軽右京亮様 (信興) ハ 近衛家熙公御養女躰、御当家 近衛家へ御由緒ノ誤ヲ以御通融有之	近衛・津軽
45		亀井能登守様 (矩貞)	右、島津淡路守殿御親類故、御由緒	佐土原島津・亀井
46		三枝備中守殿 (守繇)	右、御親父右衛門殿 (守尹) ハ桂織部 (久祐) 二男ニテ候 (光久庶子が桂家を継いだ久祐。その二男勝之は三枝守英の養女 (実父平松時方) の躰養子・守尹)	三枝・光久庶子 桂久祐二男・平松
47		平松宰相時行卿	右、御先祖平松黄門時庸卿ハ 陽和院様御養父也	平松・近衛
48		平松岩菊丸様	右、時行卿御子也	平松・近衛
49		石井佐 (左カ) 兵衛督様	右、石井黄門行豊卿ハ平松黄門時方卿御舎弟	石井・平松・近衛
50		交野治部大輔様	右、御先祖大膳大夫入道可心老ハ 陽和院様御実父也	交野・平松・近衛
51		尾張黄門宗勝卿	右、宗勝卿ノ御娘房姫君ハ宗信公有御嫁娶ノ約、房姫君御逝去故御婚礼ノ儀無之、其後房姫君ノ御妹嘉知姫君再嫁之御約束有之、亦御婚儀無之 宗信公御逝去、其後邦姫君ハ (トカ) 御改、松平芸州嫡子善次郎様へ御縁与有之	尾張徳川
52	1	尾張参儀 (議カ) 宗勝 (宗睦カ) 卿	右、宗勝卿ノ御子達也	尾張徳川
	2	松平中務大輔様 (義敏)		
	3	松平掃部頭様 (勝長)		
	4	松平弾正大弼様 (勝當)		
53		松平 (黒田) 修理大夫様 (重政)	右、宗信公之御妹躰也	黒田
54	1	松平 (池田) 予州宗政室	右、松平 (黒田) 筑前守継高ノ御姫様	黒田ほか
	2	立花飛驒守 (鑑通) 室		
	3	黒田河内守 (長邦) 室		
	4	酒井摂津守室		
	5	松平河内守 (定邦) 室		
	6	菊亭		

【別表】「御親類并御由緒柄」 重豪公御代

(「法令」3641号)

番 枝	人 名	由 緒 柄	関係者の家
1	松平越中守様 (定賢)	右、実ハ松平大学頭頼貞主御三男、松平故越中守定儀主御養子	久松松平
2	松平河内守様 (定邦)	右、越中守定賢主御嫡子	久松松平
3	1 堀田相模守正亮主室	右、松平故越中守定儀主ノ御娘	久松松平 堀田 酒井
	2 酒井左京大夫忠用主室		
4	慈照院様	右、松平因幡守定達 (遠力) 主ノ御奥方	久松松平
5	水野老岐守様 (忠見)	右、御父水野老岐守忠定主ハ水野肥前守忠恒 (位カ) 主ノ御養子、 実ハ松平故越中守定重主ノ御三男	久松松平 水野
6	水野肥前守様 (忠廉)	右、老岐守忠見主御養子也、実ハ忠見主御兄水野近江守忠寛主ノ 御嫡子	水野
7	1 松平美濃守勝房主室	右七人、水野老岐守忠定主之御娘	久松松平・水野 ほか
	2 内田出羽守正昌 (親カ) 室		
	3 酒井飛騨守忠香主室		
	4 花房豊五郎室		
	5 水野六之助室		
	6 内藤政五郎室		
	7 酒井織部室		
8	内田主殿守 (頭) 様 (正良)	右、内田出羽守正美 (母ハ水野忠定娘) 主御養子、実ハ内田帯刀 (正記) 男	内田・水野
9	柳生備前守様 (俊峯)	右、柳生飛騨守俊平主之御養子、実ハ真田豊後守信安主ノ御舎弟	柳生・久松松平
10	柳生飛騨守様 (俊平)	右、柳生備前守俊方主ノ御養子、実ハ松平越中守定重主ノ御四男	柳生・久松松平
11	柳生采女様 (俊則)	右、柳生備前守俊峯主ノ御養子、実ハ松前若狭守資広主ノ御舎弟	柳生・久松松平
12	鳥居伊賀守忠孝 (忠意) 様	右、御父鳥居丹波守忠利主ハ鳥居伊賀守忠英主ノ御舎弟ニテ、御 養子被相成、忠英主奥方様ハ 綱久公御娘 (勝姫)	鳥居
13	鳥居播磨守様 (忠求)	右、鳥居伊賀守忠孝主ノ御嫡子	鳥居
14	阿部伊勢守正襲主ノ奥方様 (於喜 代)	右、実ハ鳥居伊賀守忠英主ノ御娘、吉貴公ノ御養女	鳥居・阿部
15	阿部伊勢守様 (正福・正襲)	右、吉貴公ノ御養女 (於喜代) 聲也、御先祖阿部備中守定高主 ハ 真修院 (綱久室) 様御妹聲也	阿部・久松松平
16	阿部伊予守正右様	右、阿部伊勢守正襲主ノ御嫡子	阿部
17	阿部豊前守様 (正固)	右、阿部伊予守正右主ノ御嫡子	阿部
18	松平隠岐守定喬様	右、松平故隠岐守定英主ノ御嫡子也、御母堂ハ 吉貴公ノ御妹於 栄様也	久松松平
19	松平備中守様 (定静)	右、松平隠岐守様御庶子家故御続キ	久松松平
20	松平筑後守様 (定郷)	右同断御続	久松松平
21	松平駿河守様 (定温)	右、松平筑後守定郷主御嫡子	久松松平
22	京極甲斐守高永様	右、霊龍院様 (吉貴室) 御妹様ノ御養子	久松松平・京極
23	鳥居 (鳥津カ) 加賀守忠雅 (忠就) 様	右、御庶子家也、諦観院殿 (佐土原鳥津惟久室) ハ 綱貴公御養 女、実ハ鳥津図書 (娘脱カ)	佐土原鳥津
24	鳥津淡路守久柄殿	右、加賀守殿ノ御嫡子	佐土原鳥津
25	鳥津又吉郎殿 (久道)	右、鳥津淡路守殿ノ庶子家也、又吉郎殿御父山城守殿ハ加賀守殿 他腹ノ舎兄也	佐土原鳥津
26	山元 (本) 午 (丑カ) 之助殿	右、御養祖父山元縫殿殿ハ鳥津淡路守雄 (惟カ) 久御叔父也、且 御父山元紀伊守 (雅據) 殿ハ鳥津加賀守殿他腹ノ舎兄也	佐土原鳥津
27	立花出雲守貫長主ノ奥養信院様	右、鳥津加賀守殿御姉也	佐土原鳥津・立花
28	立花和泉守様 (長熙)	右、御母実ハ養信院様也	立花
29	鳥津主馬殿 (久菴)	右、御庶子家也 (後藤から鳥津に復姓した久利の孫)	後藤 (鳥津)
30	松平 (毛利) 大膳大夫様 (重就)	右、御養父松平故大膳大夫宗広主、御姉様ハ瑞仙院様、継豊公 前ノ御前様	毛利
31	松平民部大輔様 (重廣)	右、松平大膳大夫重就主ノ御養子也	毛利
32	法林院様	右、故大膳大夫宗広主ノ御母堂也	毛利